

## 対リベリア共和国 国別援助方針

2014年4月

### 1. 援助の意義

リベリアでは、現在、二期目を迎えたサーリーフ大統領のリーダーシップと、多くのドナーの支援により、和平プロセスの推進、法整備、治安強化、貧困削減、行政サービスの改善などあらゆる分野において国の再建・復興が進められている。経済面においても、資源開発、特に鉱業セクターの拡大やインフラ開発等を推し進め、2008年以降、平均9%以上の経済成長を維持している。近年は海域での石油資源など、日系企業を含む外国企業の対リベリア投資への関心が高まりつつある。

しかし、内戦終結から約10年が経過し、国民の生活は落ち着きを取り戻しつつあるが、内戦で断絶された社会的連帯はいまだ回復に至っておらず、若者の失業問題、コートジボワール難民やリベリア帰還民の流入等の深刻な社会問題も生じている。また、人間開発指数（2011年）は187か国中182位であり、ミレニアム開発目標の多くも達成困難と見られている。これらの要因が同国の復興から開発への移行を妨げ、国民が平和の配当を実感できなければ、再び同国の和平プロセスが後退しかねない。右を防ぐためにも、今後、豊かな天然資源の効果的な配分等により成長の質を高めつつ、国民に広くその恩恵を行き渡らせることが重要である。そのため、内戦で破壊されたインフラの復旧や、人材育成による行政サービスの改善、農業生産性の向上等を行うことが急務である。

我が国が国際社会の一員として、同国の脆弱国からの脱却と持続可能な開発の実現を支援することは、同国の、ひいては近隣国を含む西アフリカ地域の平和と安定に貢献するとともに、日本とリベリアの経済関係強化にも資する。

### 2. 援助の基本方針（大目標）：安定した経済・社会発展の実現を通じた平和の定着

内戦からの復興を経て開発を目指しリベリアが、平和を維持し、人間の安全保障を確保しつつ、安定した発展を遂げるよう、同国の経済・社会基盤の形成を支援する。

### 3. 重点分野（中目標）

#### （1）インフラ整備支援

電力施設や道路等のインフラ整備の支援を通じ、同国の経済活動の促進や国民生活の改善を図り平和の定着を支援する。

#### （2）人づくり支援

平和の定着を確実なものとするために、国民が平和の果実を実感できる安定した社会の開発を推進する。具体的には以下の分野において、開発の担い手となる人的基盤の強化に取り組む。

#### ① 保健

同国では、平均余命、5歳未満児死亡率、妊産婦死亡率等、多くの保健指標が極めて低い水準にある。これを改善するため、我が国の支援実績を活かした支援を行う。

#### ② 食料安全保障

同国では米は主食の一つであるが、内戦の結果農業は衰退し、需要の殆どを輸入に頼っている。食料安全保障の観点から、食料支援を継続すると共に、稲作を中心とした、生産性・収益性の向上に資する支援を行う。

#### ③ 職業訓練・行政能力強化

内戦の結果、若者労働力の多くは十分な教育や職業訓練を受けていない。職業訓練を通じ、優秀な人材を育成し、鉱業等同国の発展の基幹となる産業に人材を供給するとともに、政府人材の能力強化を行い、産業育成・ガバナンス強化を支援する。

#### 4. 留意事項

(1) 国の法体系や各種制度、行財政システムが十分に機能しておらず、政府機関にも実務能力や経験を有する人材が不足していることから、我が国の支援実施に当たっては、持続性の確保や住民への裨益効果の最大化に留意する。

(2) リベリア全土に国連リベリアミッション（UNMIL）が駐留し治安維持を支援しているが、国連は現在駐留する UNMIL を 2013 年より段階的に縮小し、2015 年までには、現在の半分以下の規模とする計画である。国連及び米国等の支援により警察の訓練及び軍の再建が進められているが、リベリア政府自身による治安維持体制の早期確立が必要である。

(3) 現在、リベリアには JICA フィールドオフィスがあるのみであり、我が国の支援実施体制には制約がある。そのため、国際機関を通じた支援も積極的に活用する等、援助の効率的及び効果的な実施に努める。

(了)

別紙： 事業展開計画